申請手続きの流れ

※【市水】上田市水区域を示す　【県水】長野県水区域を示す　【下水】上田市下水区域を示す

	建築指導課	申請者	関係機関				備　考
			管理課・農地整備課	上水道課	上田水道管理事務所	下水道課	
申請協議	【建指】 提出書類の確認	申請協議書の提出 ※原本1部、写し1部の計2部		【市水】	【県水】	【下水】	・境界立会い、農地転用、占用・自営工事、埋蔵文化財、上下水等の必要な協議・届出・申請等は、可能な限り事前に行う。 ※1 【下水】現地調査前に事前協議を行い、下水道施設施工協議書を提出する。
		協議・申請書類の提出	占用、自営工事許可申請書	給水装置工事申込書	工事協議書	下水道施設施工協議書　※1	
	現　地　調　査						・申請者または代理者と関係課で現地調査を実施し、申請内容と書類等の確認を行う。
	協議内容の指摘	指摘内容の訂正 ※指摘がある場合					
			占用、自営工事承認書	申込書副本の返却	承認通知書	下水道施設施工回答書	・工事着手は指定道路確認済書の交付後とする。
	各種写しの受取り	通知書、承認書等の受取り・写しの提出					
	確認済書の交付	確認済書の受取り					
工事		工　事　着　手				仮検査　※2	・【県水】着工前に着手届を提出する。 ※2 【下水】アスファルト舗装施工前に下水道課との仮検査を実施する。
完了申請		完了届の提出 ※原本1部					
		完了書類の提出	占用、自営工事完了届	給水装置工事完成届	完了届　※3	下水道施設施工完了届	・造成区域内の全ての工事が完了した後に、道路位置指定工事完了届（1部）を提出する。（別表1参照） ※3 【県水】給水装置の工事が完了していれば、指定道路の工事完了前に完了検査を実施することが可能 ※4 【建指】指定道路完了検査日の予約は、完了届の提出とは別に希望日の1週間前までに連絡する。 ※5 【市水】【県水】【下水】完成書類が提出された後、それぞれ完了検査を実施する。 ※6 【市水】完了検査結果通知書が交付されないため、受領印が押印された給水装置工事完成届の写しを提出する。
	提出書類の確認						
	完　了　検　査　※4			完了検査　※5	完了検査　※5	完了検査　※5	
	申請内容の指摘	指摘内容の訂正 ※指摘がある場合			完了検査結果通知書	下水道施設完了検査結果通知書	
				※6			
	各種写しの受取り	結果通知書等の受取り・写しの提出					
	検査済書の交付	検査済証の受取り					
本申請		土地の分筆、合筆、登記					・指定道路は、基本一筆として申請する。
	指定道路通知書交付及び公告	指定道路申請書の提出 ※原本1部、写し1部の計2部					・審査後、手数料（50,000円）を納付し、指定道路通知書を交付する。
		指定道路通知書の受取り					

R6.7.1